

労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書の概要

開催経緯・目的

- 「労働基準法施行規則第35条専門検討会」は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第1の2に掲げる業務上疾病の範囲について、昭和53年以降、定期的に医学的な検討を行っているもの。（今回は平成30年度に開催。）
- 前回の検討会以降の新たな医学的知見の状況を踏まえ、別表第1の2及び大臣告示に新たに追加すべき疾病があるか否かを検討。

開催状況

- 第1回：
令和4年7月29日
- 第2回：
令和4年9月22日

検討疾病

- 化学物質分科会で検討を行い、結論を得た化学物質による疾病

※ 前回の検討会報告の求めにより、大臣告示に規定されている化学物質に係る症状又は障害について検討が行われた事項

- 「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」で検討した疾病

※ 労災請求のあった個別事案の業務上外を検討した医学専門家等による検討会において、業務と疾病との因果関係についての考え方が示された疾病

- 「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」で検討した疾病

※ 労災認定基準を検討した医学専門家等による個別検討会において、見直しが検討された疾病

- 労働基準法施行規則別表第1の2各号に規定する包括救済規定に該当した疾病

※ 平成29年度から令和2年度において、別表第1の2各号に規定される包括救済規定に該当するとして認定された疾病

検討結果

化学物質分科会の報告に基づき、大臣告示を改めることが妥当。また、沃化メチルについては、「意識障害」を「中枢神経系抑制」に改めることが妥当。

【報告書4～5頁 参照】

医学専門家等による検討会結果報告及び検討会以降の労災認定事例を踏まえ、MOCAによる「尿路系腫瘍」を別表第1の2に追加することが妥当。

【報告書5頁 参照】

脳・心臓疾患検討会の報告に基づき「重篤な心不全」を別表第1の2に追加すること、「解離性大動脈瘤」を「大動脈解離」に改めることが妥当。

【報告書5～6頁 参照】

現時点において疾病を追加する必要はないが、行政当局においては引き続き情報収集に努めることを望む。

【報告書6頁 参照】